

## 法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

\* 以下の問題には、貸与されている六法に掲載されている法令（注記に掲載されている、改正前の法令は除く。）に基づいて解答すること。

【第 1 問】 次の【設問 1】および【設問 2】について、判例があれば判例の考えに即して、それぞれ答えなさい。（配点 50 点）

### 【設問 1】

以下の【事例】を読み、その次の(1)と(2)の問いに、(1)と(2)をあわせて合計 15 行程度で答えなさい。

#### 【事例】

AはBに対して、2025年6月30日を履行期限とする1500万円の貸金債権（以下「債権甲」という。）を有している。同年3月10日、Bは、自己が所有している不動産（以下「本件不動産」という。）を、代金1000万円でCに売り渡す契約をCとの間で締結した。当該売買契約においては、代金については、本件不動産の引渡しおよび所有権移転登記がされてから1週間以内に、これをCからBに支払う旨が約定されていた（当該売買契約に基づくBのCに対する1000万円の代金債権を、以下「債権乙」という。）。同年3月31日、Bは本件不動産をCに引き渡し、また、同日、本件不動産についてBからCへの所有権移転登記がされたものの、それから1週間が経過した後も、CはBに対して代金1000万円を支払っていない。

(1) 債権甲の履行期限が到来した後も、BはAに対して、その履行をしていない。また、この時点以降、現在に至るまで、Bは、債権乙を除いては、強制執行の対象となる財産を有していない。この場合において、BがCに対して債権乙を行使していないとき、Aは、債権乙にかかる1000万円の支払を自己に対してするようCに求めるることはできるか。

(2) (1)において、Aが、Cから、債権乙にかかる1000万円の支払を受けたとする。この場合において、BがAに対して、受領した1000万円の支払を求めたとき、Aは、Bに対してどのような反論をすることができるか。

なお、(1)での解答にかかわりなく、(1)においてAの請求が全部認められることを前提として解答しなさい。

### 【設問 2】

以下の【事例】を読み、その次の(1)と(2)の問い合わせに、(1)と(2)をあわせて合計 15 行程度で答えなさい。(1)と(2)はそれぞれ独立した問題である。

### 【事例】

Aは、Bから1000万円を借り受け、BのAに対する貸金債権（以下「本件債権」という。）を担保するために、Aが所有する土地（以下「本件土地」という。）に抵当権（以下「本件抵当権」という。）を設定し、その旨の登記がされた。

- (1) 本件抵当権設定の当時、本件土地上には、Aが所有する甲建物が存在していたが、Bは、甲には、本件債権担保のために、抵当権の設定を受けていなかった。その後、甲が災害で倒壊したので、本件土地はいったん更地となったものの、直後にAは、本件土地上に、甲と同一の構造、用途の乙建物を築造した。さらにその後、Bが本件抵当権を実行し、競売の結果、Cが本件土地の所有権を取得した。この場合において、乙のために本件土地に法定地上権は成立するか。
- (2) 本件抵当権設定の当時、本件土地上には、Aが所有する丙建物が存在し、Bは、本件債権を担保するために、本件土地とともに丙にも抵当権の設定を受けており、その旨の登記がされていた。その後、丙が災害で倒壊したので、本件土地はいったん更地となったものの、直後にAは、本件土地上に、丙と同一の構造、用途の丁建物を築造した。さらにその後、Bが本件抵当権を実行し、競売の結果、Cが本件土地の所有権を取得した。この場合において、丁のために本件土地に法定地上権は成立するか。なお、丁にはBのための抵当権は設定されなかったものとする。

**〔第2問〕 次の【事例】を読んで、【設問1】および【設問2】に答えなさい。【設問1】と【設問2】は、それぞれ独立した問題である。（配点50点）**

### 【事例】

- 1 Aは、山林甲を所有していたところ、林業を営んでいるBが、事業を拡大するために代金1000万円で甲を買い受け、AからBへの所有権移転登記がされた。Bは、すでに独立して生計を立てている長男Cに林業を継がせるつもりでいたことから、Cに無断で、BからCへの所有権移転登記をした。
- 2 その後、Bは、病を患い入院することになった。Cは、Bを見舞った際に実家に足を運んだが、甲の登記事項証明書を見つけ、甲の所有名義が自身になっていることを知った。Cは、Bが営んでいる林業を継ぐ意思を有していないかったため、Bが長年懇意にしているDに相談した。
- 3 Dは、AとBとの間の取引を仲介した人物であり、【事例】1にあるような事情を知っていたが、Cに対して、「Bの治療費用や入院費用もばかにならないだろうから、いっそのこと、甲を処分してはどうか。もし買い手が見つからないようであれば、自分が買い取ってもいい。」と述べた。なお、この時点において、Dは、自身で林業を営む意向を有していないかったが、甲を相応の価格で買い取ってくれそうな人に心当たりがあった。また、Dは、Cから相談をうけ

た後にBを見舞った際に、CがDに甲を売却する考えをもっているという事実を伏せていた。

- 4 Cは、自身の会社の経営が芳しくなかったこともあり、経営資金を得ることを目的としてDの申し出に応じることにした。そこで、CとDの間で、Cが、Dに対して甲を代金 1000 万円で売却するという内容の売買契約（以下「本件売買契約」という。）が締結された。本件売買契約締結後、甲の引渡しと代金の支払がなされたが、所有権移転登記はされていない。

### 【設問 1】

【事例】 1から4までを前提として、次の問い合わせに答えなさい。

退院したBは、【事例】2から4までの事情を知った。そこで、Bは、Dに対して、所有権に基づき甲を明け渡すよう請求した。Bの請求が認められるかどうかを論じなさい。

【事例】（以下は、【事例】1から4までに後続する事実である。）

- 5 Dは、甲に隣接する山林で林業を営んでおり、【事例】1から4までにある事情を知らないEに対して、甲を買い取らないかと持ちかけた。Eは、Bと同一の地区に住んでおり、かつ、Bが甲において林業を営んでいることを知っていたため、Dに対して、本当にDが甲を買い取ったのかを尋ねた。これに対して、Dは、「甲の所有権は実はCに移転しており、Bは、Cが一人前になるまで管理していたに過ぎない。だが、Cは、林業を継ぐ気がなかったので、Bが倒れたのをきっかけに、自分がCから買い取った。」と説明したうえで、甲の登記事項証明書や本件売買契約にかかる契約書を提示した。Eは、Dの説明に納得をして甲を買い受けることにしたが、甲の所有権が誰に帰属するかについてBに確認しなかった。
- 6 その後、DとEの間で、Dが、Eに対して甲を代金 1200 万円で売却するという内容の売買契約が締結された。Eは、甲の引渡しを受けたが、CからDへの所有権移転登記およびDからEへの所有権移転登記は、EがDに代金全額を支払った後にされることになった。なお、現在まで、EはDに代金全額を支払っておらず、甲の登記名義はCのままである。

### 【設問 2】

【事例】 1から6までを前提として、次の問い合わせに答えなさい。

退院したBは、【事例】2から6までの事情を知った。そこで、Bは、Eに対して、所有権に基づき甲を明け渡すよう請求した。Bの請求が認められるかどうかを論じなさい。